
第15回 富山市景観まちづくり審議会 議事概要

【日時】 令和3年5月18日（火）14:00～15:30

【会場】 第4委員会室（市庁舎8階）

【出席者】 ○委員 12名
○事務局 8名

- 【会議次第】
- 1 開 会
 - 2 委員紹介
 - 3 議 事
 - (1) 会長、副会長の選出
 - (2) 景観デザイン審査部会の選出
 - (3) その他報告
 - ・令和2年度都市景観係および屋外広告物係実績について
 - ・景観資源・景観施策活用手法検討業務報告および富山市景観計画の改定について
 - 4 閉 会

【議事要旨】

事務局

現在、委員13名のうち、12名の委員にご出席いただいております。富山市景観まちづくり条例施行規則第20条第2項の規定する定足数に達しておりますことをご報告いたします。

それでは、会議次第に従いまして進めさせていただきます。

まず始めに、今回、新たな任期となって初めての審議会でございますので、会長、副会長の選出を行いますので、事務局よりご説明申し上げます。

富山市景観まちづくり条例施行規則第19条第1項の規定では、本審議会に会長と副会長を置き、それぞれ委員の互選により定めることとされておりますが、事務局としましては、前任期にて会長をお願いしておりました武山委員に、引き続き会長をお願いしたいと考えております。

また、副会長には、前任期にて副会長をお願いしておりました木村委員をお願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

委員

異議なし。

事務局

ご異議がございませんでしたら、出席委員の拍手をもって決定したいと考えますがいかがでしょうか。

(拍手)

会長には武山委員、副会長には木村委員が就任されました。

武山会長、正面の議長席へ移動をお願いします。

富山市景観まちづくり条例施行規則（第20条）により、これ以降の議事の進行につきましては、武山会長をお願いいたします。最初に会議録の署名委員を指名していただいた後、議事の進行をお願いいたします。

武山会長よろしくをお願いいたします。

会長

本日の会議録の署名は、二人の委員をお願いします。

それでは、次第に従いまして進めてまいります。

本日の議事は3件あります。

議事（1）景観まちづくり審議会 会長・副会長の選出について

議事（2）景観デザイン審査部会の選出について

議事（3）その他報告事項として、

令和2年度都市景観係、屋外広告物係の実績について

および

景観資源・景観施策活用手法検討業務報告および富山市景観計画の改定についてです。

議事（1）については、ただいま、会長及び副会長が選出されましたので、

議事（２）の景観デザイン審査部会の選出について、事務局から説明をお願いします。

事務局

議事（２）の景観デザイン審査部会の選出について説明します。

富山市景観デザイン審査部会の設置及び組織については、富山市景観まちづくり条例施行規則第21条の規定により、会長が景観まちづくり審議会に諮り定めることとされておりますが、事務局としましては、引き続き、今期においても設置したいと考えております。

富山市景観デザイン審査部会設置要綱第3条第2項の規定において部会委員は会長が指名することとなっておりますが、事務局としては、引き続き、これまでの景観デザイン審査部会委員の方をお願いしたいと考えております。

会長

事務局から説明がありましたがいかがでしょうか。

委員

異議なし。

会長

それでは指名を受けられました委員の皆様、よろしく申し上げます。

それでは議事（３）について事務局より説明をお願いします。

事務局

（議事（３）令和２年度都市景観係実績の説明）

会長

この件についてご質問やご意見等お願いします。

委員

先ほどの報告案件ですが、中規模ホールも呉羽丘陵フットパス連絡橋にしても、景観まちづくり審議会にかける必要がないと判断したと説明がありましたが景観まちづくり審議会としても関心が高く大きな案件であると考えます。

中規模ホールについては、ホテルとオーバードとの裏道やホテルの裏側のバックヤードの見え方をどう判断していくのか、うまくやらないといけなると考えます。過去の事例（レガードスクエア）からも学ぶべき点もあると考えます。呉羽丘陵フットパス連絡橋も相当大きな案件であると思います。

会長

両方評価されているから問題がないとの説明がありましたが、それはそれぞれの PFI 事業選定委員会などでの審査のことを指しているのでしょうか。

事務局

PFI 事業選定委員会の中で、周辺との機能、あるいは外観デザインの連携等が考慮されていると判断されたものであることから、問題がないと判断したものです。

会長

そのような経緯は景観まちづくり審議会として少し遺憾です。この景観まちづくり審議会は何を審議する場となるのかという議論になります。特に二つ目の呉羽丘陵フットパス連絡橋は、事前に事務局にも意見を伝えたところですが、これだけ大きなプロジェクトで、市民が利用をしていくものであるにもかかわらず、なぜ景観まちづくり審議会に諮らなかつたのかについて説明をしてください。

事務局 景観まちづくり審議会に諮る案件か否かの判別についてですが、「公共事業景観形成事前協議」ならびに「景観法における通知」の対象行為に該当するか否かで判断し、今回の呉羽丘陵フットパス連絡橋については、対象外の行為であったというのが理由です。対象外ではありますが、会長などからもご指摘がございましたように、本市の中でも大きなプロジェクトや、大きなポイントとなる部分であるものについては、景観まちづくり審議会のなかでも報告案件としてしっかりと周知を諮るべきものであると改めて整理を行っているところであります。以降について、このような大きなプロジェクトについては定期的に報告を行なっていきたいと考えているところです。

会長 景観まちづくり審議会として、市がしっかりと審査機能を果たしていると考え静観の立場をとるのか、それとも景観まちづくり審議会として意見を述べていく、説明を求めていくのか、委員の皆様はどのようにお考えでしょうか。

委員 これだけの大規模な橋を作る時は、多くの自治体は審議会等関係者の意見を求めてデザインを決めていると聞いています。景観まちづくり審議会として意見を聴いていないのは残念です。

委員 先ほどの説明の中の届出対象行為の対象外というのは、呉羽丘陵フットパス連絡橋の案件か、それともこの2件両方の案件のことでしょうか。

事務局 呉羽丘陵フットパス連絡橋の案件です。

委員 中規模ホールの方はどうですか。

事務局 中規模ホールは対象となる行為です。建築面積 1,000 m²あるいは高さが 12.5mを超える建築物については審査の対象となっており、選定委員会の審査内容を踏まえて審査を行ったところ、助言あるいは指導に該当するような箇所のない整備計画となっていたことから判断したものです。

会長 そもそも景観まちづくり審議会は何をするのでしょうか。市民目線で見たときに、このような行為に対し市民の確認をもって推進していくためではないですか。そのために、客観的観点からいろいろな先生方の意見を踏まえて遂行していくものではないですか。行政が上手に実施されている部分は問題がないのでしょうか、100%機能しているのか、あるいは協力案件があるのではないのかという観点から、景観まちづくり審議会で審議すべきではないのでしょうか。このような案件についてはしっかりと資料を提示していただき、景観まちづくり審議会としては非常に重要であると考えてるので、次回、再度本件について説明をいただきたいと会長として考えています。

景観デザイン審査部会については、部会長のもと、当初はいろいろな齟齬があったことから指導・勧告というレベルのものが多くありましたが、随分と申請する側も学習が進み、減ってきたことは確かです。しかし景観デザイン審査部会が開かれていない時期の申請案件についても、確認をする必要があるのではないのでしょうか。確かにこれは景観

デザイン審査部会にかけると必要がなかったと確認を行うことで、今後このような物件に対しては景観デザイン審査部会を通さずに手続きをすすめることができるなど、チェックリストなどで進めることができると考えます。逆に、これは踏るべきであったという物件の確認をすべきではないかと考えます。部会長のご意見はいかがでしょうか。

委員

以前は相当数の物件を協議し、再確認ということで調整してきました。最近の案件では、富山駅南の JR が開発を行う複合ビルについて大きな物件であることから審査を行いました。事務局としてデザイン審査について相当周知を行い、景観基準について事前協議を行ってきたものと推察しますが、今ほどの会長のご意見にもありましたようにある程度規模の大きな案件については、景観まちづくり審議会にかけるといよりは、確認した内容について話をあげてもらえれば良いと考えます。

委員

昨年のコロナ危機から、屋外で時間を過ごす市民が増えてきています。呉羽丘陵フットパス連絡橋は完成が令和5年3月ということもあるので、一度景観デザイン審査部会のほうに、このような形で進んでいるという経過報告でもよいので話を聞きたいと考えます。

4ページの左側のグラフですが、公共事業の協議件数が年々上がってきており、コロナ禍でも71件という協議件数があった一方、景観デザイン審査部会については開催がなされなかったのはどのような理由からでしょうか。

事務局

景観デザイン審査部会の開催実績について、スタートした平成20年度から平成 27、28年度にかけては全ての案件について付議し、知見を構築する時期でした。事業者側も意識が高まり、事務局側も知識を習得する中、平成29年度以降は判断に苦慮するものについて付議するようになったため、このような推移となっております。

公共事業景観形成事前協議の件数については、平成30年度から「意見なし」と判断した案件が増えているのは、まちなかに設置しているポスター塔に掲出するポスター案件が増えたためであり、ポスターの審査は一定程度の基準に沿って審査を行えることからこのような結果となっております。

委員

承知しました。

国土交通省の委員も務めていますが、この感染症拡大下においては、リモートでの会議が増えています。コロナが理由となって会議が開かれられないという状況ではないと思いますが、このような時代なので、富山市もリモートでの会議について検討していただきたいと思えます。会議があったから良かったということではありませんが、市民の一人として、より良い環境の中で富山市民がストレスなくこういう時期を乗り越えていきたいと考え、また景観というものは大事であると考えます。私は色彩が専門ですが、景観と色彩はとても大事であり、このコロナ禍において色や香りにより、いかにストレスなく過ごせるかという問題提起が非常に多いです。コロナ禍においても、これはという案件については会を開催していただければと考えます。

委員

4ページの2件について、2件の委員を務めていたので意見を述べさせていただきたいと思えます。

あがった意見はごもつともであると思います。私自身も同意見であります。

この案件はすでに終了したものかもしれませんが、ではどのようにすればよかったのか、あるいはどのようにすれば今後より良くなっていくのかについては、各事業の戦略性をもっと考える必要があると思われます。公共事業、特にこのような大規模な事業というのは、富山市の景観の非常に重要な核となる施設であり、民間の建築の審査だけではなく、公共の部分は富山市の景観を牽引していく、模範を示していく必要があります、またこの2件は重要な施設であると考えます。その中で、なぜ、これほど評価がされていないのではないかというニュアンスで聞いていましたが、特に呉羽丘陵フットパス連絡橋について私自身は橋のデザインを専門に行ってきましたが、富山大学の近くにかかる橋ですので、内心忸怩たる思いがあります。それぞれの事業を実施していく際に、どういった戦略をもって整備していくのかについてしっかりと考える必要があると思います。具体的に言うと、この呉羽丘陵フットパス連絡橋は、プロポーザルでコンサルタントを選定し、委員会を立ち上げました。その時点で、業者は決まっており、一年間で詳細設計まで行わなければならない、またつり橋となれば、風洞試験や設計などいろいろ実施しなければなりません。詳細設計までを一年間でやるとなるとほとんど時間がありません。その中で何度か開催された委員会では、景観的な観点からも意見も述べ、構造についても意見を述べてきました。しかしながら、納得のできる案がなかったため、直接断面図を書いて、これでできないかと示したこともあり、できる限りのことを行ってきました。しかし、風洞試験のモデルも作成しているのでこの案でお願いしますなど、すでに案が固まっており、意見を伝えても、風洞試験にも数ヶ月時間を要する中、詳細設計までを一年間で委員会方式で実施するのは非常に厳しい。仮に景観まちづくり審議会で本案件を諮っても、一年間というスケジュールを考慮すると同じ結果になると思われます。

なので、最初申し上げたように、この事業を一年間で実施しなければならないのであれば、どのようなやり方で進めていくのが良いのかについて最初にしっかりと考えなければならないと思います。この呉羽丘陵フットパス連絡橋に関しては、デザインコンペを実施したほうが良かったと思います。プロポーザルの場合はデザインの提案をしますが、委員会の度にデザインが変わっていきます。その中でもできる限りのことは申し上げ、現在既に、工事発注されていますが、なんとかこうならないかと工事担当や市の担当にもお願いをしているところです。できる限りのことを行なっていますが、市民目線からして本当に良い物ができているのかというと、そうではないかもしれません。それにはやはり、事業をどうやって進めていくかという計画、戦略性をもっと考えていく必要があると考えます。

中規模ホールについても委員をやっていました。これも大規模なPFI事業のプロポーザルということで、PFIという方法が決まってから話をいただきました。資料に記載されているように本件は、公共の部分にホールを設置し、その余剰地を民間に売却するというものでした。そこに何を建てるかは民間の自由ですが、PFIとして一体で整備するからには民間で建設を行う部分についても提案をしてもらおうというもので、それは筋として良いのですが、富山市として行った最大のPFIと思われ、分不相応に難しかったと思います。

通常の一つの建物をつくるというのではなく、売却した余剰地の部分について細かな縛りを設けることはできませんが、要望として提案してもらおうという非常に複雑なものでした。提案者は2件あり、私は審査員として関わりましたが、非常に難しい二択となりました。

た。駅前ということもあり、コンパクトシティ政策を推進していることから、審査の時には提案者にコンパクトシティ政策について質問を行いました。あの重要な場所においてどのような形で事業を実施していくのが最も良いのか、どういったものがベストかということをしつかりと戦略性をもって考えていくことが必要であると考えます。

委員

実際、中規模ホールは実施設計の段階なので、調整はできると思います。設計をやっている関係者の方から、これで良いのかと質問を受けるので心配です。自分たちができるエリアは決まっていて、ホテルの裏側のバックヤード、搬入口が丸見えで、市電オーバード側からの導入路の整備が何も決まっていない状況だと思います。その解決に向けた動きがない中で、お金だけが動いている。なので、今ならまだ何かできるのではないですかと申し上げているのです。

委員

その通りだと思います。プロポーザルで今回の案が選ばれたわけですが、実施設計を行っていく中でいろいろと詰めていけると思います。できる限り選出された案の基本的な構想は尊重しつつも、しっかりと良い提案になるように、そしてそれをどのような形でバックアップができるのか、仕組みがないためこのような問題が起きているのだと思いますが、この中規模ホール、あるいは今後同様な問題が出てきたときに、どのような体制で整えていくのかは重要なことかと考えます。

会長

わかりました。

委員

私自身建築士会の方から委員として出席しておりますが、通常は建築事務所に所属して設計を行っております。最近では PFI 事業にも参加する立場ということもあります。いろいろとお話が出た中で、景観デザイン審査部会に諮られる、諮られないボーダーラインについて、自分でもよくわからないまま、設計という立場でもあり委員という立場でこれまででした。ですので、もう少し明確になって、もし成功して進んでいとしても、情報として提示していただける、情報が公開されるようになると良いと思います。

事務局

詳細にご説明いただき、ありがとうございました。

おっしゃられました通り、景観まちづくり審議会に付議するか否かについての基準が明確になっていないことから、このようなことが生じていると考えております。お話がありましたように、いろいろ事業を実施するにあたりましては、例えばスケジュール的なこととか、コスト的なこと、いろいろな条件がそれぞれございます。委員がおっしゃったようにすごく短い期間で実施しなければならない、あるいはコストも非常に限られているなど、制限があるとはいいいながらも景観についてもしっかりと意識してもらわなければならないことも十分認識しております。

これまでも年度の当初に工事関係課を集めた会議の中で、景観に対する意識をしっかりと持っていただくための啓発を行ってきたところですが、今回様々な意見をいただいたことから、改めてしっかりと意識を高め、可能であれば期間を取る、あるいは、ある程度予算を確保してもらうなど、そういったことも考えていきたいと思っております。

先ほど公共事業景観形成事前協議件数に対する景観デザイン審査部会の開催回数が少ないというご意見がございましたが、案件の内訳としては先ほど説明したとおりポス

ター塔へのポスター掲出が多いというのですが、これにつきましても景観デザイン審査部会の付議の基準というのがはっきりしておりません。

今後は、可能でありましたら、木村部会長に事前に案件について、付議すべきかどうかのご相談をさせていただいて、開催すべきときには開催するという運用を行う。こうした運用を積み重ねて基準というものができてくるのではないかと考えますので、今後はこのように対応させていただければと思います。

会長

とても大事なポイントを話していると思いますので、発言させていただきます。

時間がないとか、予算がないというのは当然市の立場としてあります。しかし、市民の目線としてそれはおかしいのではないか、一年でこういったものを決めてしまうのか。ヨーロッパの景観審議会ではこれはアウトです。そういったことを本来は景観まちづくり審議会として発言していかなければならないと私は思っております。審議事項として条例関係でいろいろとありますが、それは市民にはよくわかりません。専門家ならしっかりと詰めてくださいという部分です。そうではなく、もっと市民目線でわかるような案件を審議事項として扱ってほしい、そのために景観まちづくり審議会は市民参加型で行われるのではないかと認識しています。

冒頭でも申し上げましたが、これからは多様な生活の実態を含めて景観が創られていきます。ですから城址公園でサインを計画したときも、本来は審議事項ではありませんでしたが審議しました。観光政策課が実施していた通りのバナーフラッグも、景観に影響するということで審議してきました。このように徐々に総合的な景観として考えていきましょうということが進みかけたところで、このようなことがあると、それこそ呉羽丘陵フットパス連絡橋を利用してどう皆さんに景観を、県外から来た方にアピールしますかということ当然問わなければいけません。もうできました、では市民が参加するわけがありません。プロセスの状況を理解し、自分たちが何か意見を述べたということで参加意識があり、利用しようという機運になり、そしてそれがトータルとして富山市の景観を創っていく、そういうことではないかと思えます。ですから、そういったことをぜひ意識していただきたいと思えます。

それでは次の議事に移ります。令和2年度屋外広告物係の実績について説明してください。

事務局

(議事(3) 令和2年度屋外広告物係実績の説明)

会長

この件につきましてご意見やご質問等お願いします。

委員

改修補助金ですが、改修を行ってきた事業者、企業を認知してもらうためにも、改修前後について広報やチラシなどで協力事業者については告知を図っていくべきではないでしょうか。

事務局

資料で示した改修事例については、所有者から掲載の承諾を得られた案件であり、承諾を得た案件についてはマスコミにも案内を行い、取り上げていただいたことがあります。今後大きなもので所有者の了承が得られた案件についてはそのようなことも引き続き考えていきたいと思えます。

会長	是非、広報等でも取り上げていただきたいと思います。
委員	<p>屋外広告物の違法広告物についてですが、これは市が数年前から計画を立てて、猶予期間も設けて地道に実施してきた結果だと思えます。担当者もゼロかイチかという判断ではなく、我々業者と話し合いを行い、より良い方向で進めていこう、と対応していった結果だと思えます。</p> <p>先ほど、時間的猶予が少ないとの議論がありましたが、やはり数年単位での計画というものであれば、皆さんの意見も聞けると良い方向に行くのではないかと思います。</p>
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは次の議事に移りたいと思えます。</p> <p>景観資源・景観施策活用手法検討業務報告および富山市景観計画の改定についての説明をお願いします。</p>
事務局	(議事(3) 景観資源・景観施策活用手法検討業務報告および富山市景観計画の改定についての説明)
会長	この件についてご質問やご意見等をお願いします。
委員	今日の説明は昨年度の成果報告だと思えますが、今後の方針やビジョンについてはこれから策定していくということでしょうか。それとも昨年度の調査の中で方向性のようなものは見えてきているものでしょうか。
事務局	昨年度の事業は、10年の成果ということで、しっかりと課題を洗い出してみようと実施しました。その中で課題として見えてきたものを見極め、夏頃を目途に課題を踏まえた方向性というものを提示したいと考えております。一旦皆さまのご意見をいただいて、ある程度固まれば、施策を盛り込んだもので素案の提示を秋頃に行いたいと考えています。
委員	会長からのお話にもありましたが、景観というものは物的なものだけではなく、人の活動から表出されるものであるという考え方に同意するところですが、これまでの景観の制度では、ほぼ物的なものを評価していたと思えますが、景観を創る人や活動といったものもバックアップしていけるような制度ができてくるようになればいいと思えます。
会長	<p>事前説明の際に、この説明を伺いましたが、こういったものも景観まちづくり審議会でのように調査を進めていくべきか、どのように課題を抽出していくべきかについて諮るべきです。他都市他県の景観審議会であれば審議事項として進めています。</p> <p>課題を整理してということで、報告書でいうと第2章であるかと思えますが、拝見していても事実が連なっていますが、何が課題かよくわかりません。まずは10年やってきて、できたことは何か、できなかったことは何か、それぞれ要因を分析する。それから新たに発生した課題は何か、という3項目についてしっかりと踏まえていく必要があります。</p>

今回市民に意識調査をしたことは良いと思います。感覚的、感性的な部分で変化をとらえていく。できれば10年前にも実施していれば良かったと思いますし、今後9年後にも実施し検証することで市民の意識がどう変わっていったかを把握する。評価すべきことは景観そのものだけではなく、景観施策についてもアンケートを実施したほうが良いと思いますが、その掛け合わせです。こういう施策をしたことで評価が上がったということが大事なのですが、そういった考え方が見当たらない。

なぜ意識調査で景観まちづくり審議会の委員に意見を聴かなかったのですか。市の景観の行政に携わってきた人たちの意見を聴くことも大事だと考えます。

学生にも言っていることですが、「レシピより味」です。まず、富山市としてどのような景観を創っていきたいのか、そのイメージを皆さんでしっかりと議論して共有していく。

そこに向けてどういう施策、レシピが必要かを考えていくことを行なっていかなければ、方法論ばかり細かく示されても市民にはなかなかイメージできません。なので、目標像の共有ということをしかりと行っていただきたいと思います。

委員

アンケート調査の結果を見ていて、回収率50%ぐらい上がってきた方々というのは、多分景観施策についても関心を持って、このような面倒臭いアンケートを出さなかった方と比べて、相当な思いをもって答えていただいた方々の意見であり、大事です。

細かく見ていくと、見えてくる視点がすごくあるので、折角なので、この分析をしかりと行い、評価すべき点改善すべき点、目標地点など、ここから読み取れる部分は非常に多いと思われます。この中でも先ほどの呉羽丘陵フットパス連絡橋の事案ではないですが、呉羽丘陵や立山連峰の眺望についてもものすごく高い評価率であることを考えると、なぜあの色になったのか等という結果は避けたいですね。

会長

何か事務局から補足はございますか。

事務局

先程から出ているご意見を踏まえまして、まずは骨格、課題から見える背骨の部分をしかりと見つけ出し、夏頃までに一旦ご意見をいただきたいと考えております。それを踏まえ、ある程度合意が得られましたら、細かな施策について取り掛かり、記載にあります通り11月頃を目途に素案を示したいと考えております。

会長

この会議の場で資料を示され、意見を求められても意見は出せません。

申し上げたように、しかりと課題を整理していただいて、報告書だけではなくこの報告書をどう読み取って、事務局としてこう考えているということを素案として挙げていただいて、この場で審議をしていくというプロセスが必要ではないでしょうか。

事務局

ご指摘のとおり、背骨を作る際には、なぜその背骨が必要となったのかをしかりと説明を加えながら提示したいと考えています。

会長

昨年度、路面電車の南北の路線が一体化し、富山市としてこれまでの大きな目標をクリアしたところですが、その当時から言われていたが、次の富山市をどう作っていくのかということをお問われていると思います。その中で景観というものが、富山市の中にどのように位置づいて、どのように活用することで市民生活に

潤いを与える、あるいは市外からの来街者が富山市は魅力的だという印象を持っていただけるか、そういったことを考えていくステージとしてこの景観まちづくり審議会が位置づいていると理解しています。そういったことを踏まえて審議事項等に出していただきたいと考えます。

それでは以上で事務局に返させていただきます。

事務局

以上をもちまして、第15回富山市景観まちづくり審議会を閉会させていただきます。